

## 産業廃棄物処理業計画書に係る意見

### (諮問第6号、諮問第7号)

諮問第6号、諮問第7号については、令和元年12月3日に現地調査を実施し、同日及び13日に協議した結果、次のとおり意見を付すことに決しました。

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例」第3条第1号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

- 1 現地調査における事業者からのヒアリングで、用途変更手続きを行っていない建築物及び未登記建築物の存在が明らかとなった。については、関係法令等を遵守し、適切に対処すること。
- 2 事業所内は常に整理整頓に努め、清潔さを維持すること。
- 3 周辺住民との相互理解を深め、周辺の良い生活環境の維持と安全のため十分に配慮すること。

なお、埼玉県においては、事業者に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に基づき、更なる指導を徹底していただきたい。